

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(藤沢市中高層建築物の日影に関する条例及び藤沢市住宅等地下室の容積率緩和の制限に関する条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 藤沢市中高層建築物の日影に関する条例（昭和53年藤沢市条例第28号）

(2) 藤沢市住宅等地下室の容積率緩和の制限に関する条例（平成18年藤沢市条例第7号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に法第6条第1項（第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）若しくは法第6条の2第1項（第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物の計画に係る審査については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に次の表の左欄に掲げる神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号。以下「県条例」という。）の規定に基づき市長がした許可を受けている建築物については、同表の当該項の右欄に掲げるこの条例の規定により市長がした許可を受けているものとみなす。

県条例の規定	この条例の規定
県条例第4条ただし書	第6条ただし書
県条例第5条ただし書	第11条ただし書
県条例第12条ただし書	第17条ただし書

- 5 第12章の規定については、この条例の施行の日後にした行為に対して適用するものとし、この条例の施行の日前にした行為については、適用しない。

- 6 藤沢市建築審査会条例（昭和40年藤沢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則(平成31年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。（公布の日：平成31年4月1日）ただし、第2条の規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。（施行の日：令和元年6月25日）

附 則(令和元年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。（公布の日：令和元年12月20日）

附 則(令和2年条例第33号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。（公布の日：令和3年5月24日）

附 則(令和4年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。（公布の日：令和4年6月13日）

附 則(令和6年条例第4号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年条例第12号)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。